令和８年（ケ）第８４号

注　　意

本件は、下記の単位に分けて売却します。

入札書には、必ず物件番号を記載してください。

物件番号の記載がない入札は無効になることがあります。

物件１－１、２－１、３	本ファイル
物件１－２、２－２、４、５	別ファイル

現況調査報告書・評価書をご覧の際にはご注意ください。

令和　８年（ケ）第　　８４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
大阪地方裁判所堺支部執行係
裁判所書記官　皿　海　光　歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　２日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後５時までです。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1-1, 2-1, 3	4, 110, 000 3, 288, 000	一括	822, 000	39, 730	8, 513
1-1	10, 000				
2-1	10, 000				
3	4, 090, 000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　84号

物　件　目　録

1－1　所　　在　河内長野市菊水町

地　　番　３７９番３

地　　目　公衆用道路

地　　積　３３４平方メートル

共有者　A　持分１０分の１

2－1　所　　在　河内長野市菊水町

地　　番　３８９番５

地　　目　公衆用道路

地　　積　４２平方メートル

共有者　A　持分１０分の１

3　所　　在　河内長野市菊水町

地　　番　３７９番５

地　　目　宅地

地　　積　１６６．２０平方メートル

所有者　A

令和　8年（ケ）第　　84号

物　件　明　細　書

令和　8年10月13日
大阪地方裁判所堺支部執行係
裁判所書記官　皿　海　光　歩

1　不動産の表示
【物件番号1－1，2－1，3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1－1，2－1，3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1－1，2－1，3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　８４号

物　件　目　録

１－１　所　　在　　河内長野市菊水町

地　　番　　３７９番３

地　　目　　公衆用道路

地　　積　　３３４平方メートル

共有者　Ａ　持分１０分の１

２－１　所　　在　　河内長野市菊水町

地　　番　　３８９番５

地　　目　　公衆用道路

地　　積　　４２平方メートル

共有者　Ａ　持分１０分の１

３　所　　在　　河内長野市菊水町

地　　番　　３７９番５

地　　目　　宅地

地　　積　　１６６．２０平方メートル

所有者　Ａ

令和　8年(ケ)第　　84号
令和　8年　6月30日受理
令和　　年　　月　　日提出
8.8.20

現況調査報告書（その①）

大阪地方裁判所堺支部
執行官　　峯　畑　仁　彰

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　84号

物　件　目　録

1　所　　在　河内長野市菊水町

　　地　　番　３７９番３

　　地　　目　公衆用道路

　　地　　積　３３４平方メートル

　　共有者　A　持分１０分の１

2　所　　在　河内長野市菊水町

　　地　　番　３８９番５

　　地　　目　公衆用道路

　　地　　積　４２平方メートル

　　共有者　A　持分１０分の１

3　所　　在　河内長野市菊水町

　　地　　番　３７９番５

　　地　　目　宅地

　　地　　積　１６６．２０平方メートル

　　所有者　A

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	河内長野市菊水町６番５１号付近
土地	物件１～３
現況地目	■宅地　（物件３　）　■公衆用道路（物件１及び２）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり ■土地状況図（概略）のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 □上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している □上記の者が駐車場として使用し，占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	「執行官の意見」欄参照
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地状況図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　目的土地の現況について

(1)　目的土地を適宜概測したところ、形状・地積は地積測量図と概ね一致していると思われるが、境界標を確認することができない部分が存在することから、正確には専門家による測量を要する。

(2)　物件１の未判定道路より南側及び物件２は、建築基準法上の道路に指定されている。

2　その他の状況について

本件は、物件１及び２については、A持ち分１０分の１の売却である。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■Aの親族	目的物件は第三者には貸していません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■占有者及び占有状況について

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的土地は所有者が物件１及び２を公衆用道路として、物件３を宅地（空き地）として、それぞれ使用、占有しているものと認める。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
８年７月１０日 14：10－14：25	物件所在地	物件及び占有確認 照会文書投函
８年７月２２日	執行官室	照会文書送付（A宛）
８年７月２９日 13：25－13：27	大阪法務局富田林支局	公図等調査
８年７月２９日 14：10－14：17	物件所在地	物件および占有確認
８年７月２９日 14：35－14：40	河内長野市役所	道路等調査
８年７月３０日 11：39－11：44	執行官室	電話照会（Aの親族に架電）
８年７月３１日 15：20－15：50	物件所在地	立入調査（評価人帯同） Aの親族と面談

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

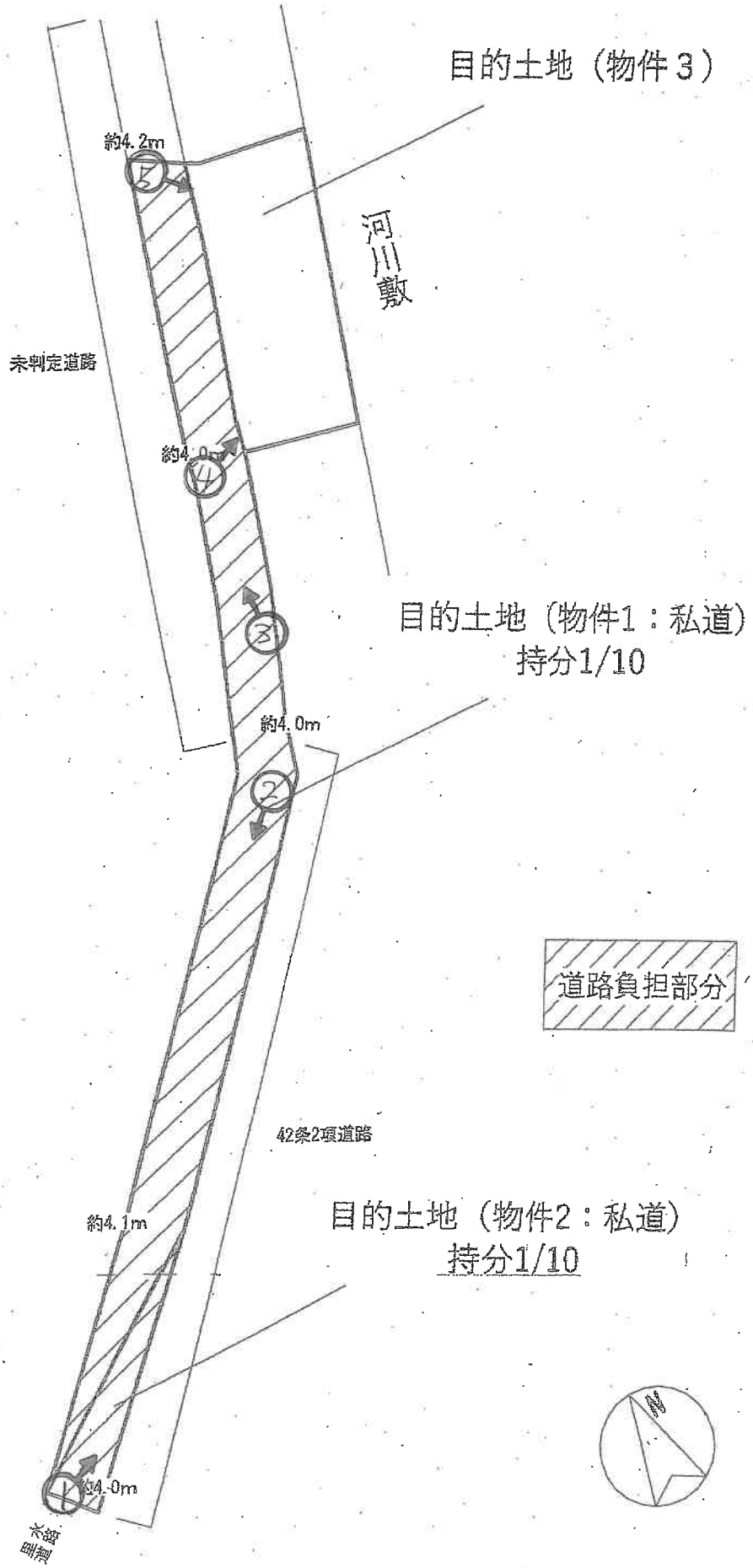
□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地状況図（概略）
令和８年（ケ）第８４号（その１）



①物件１　　物件２



②物件１



③物件１



④物件３



⑤物件３



令和8年　（ケ）　第 84 号
令和8年7月31日　現地調査
令和8年8月17日　評　　価

大阪地方裁判所　堺支部　御中

評　価　書（その①）

（土　地）

評価人　不動産鑑定士

持 田 泰 輔

第１　評価額

一　括　価　格	
金 4,110,000円	
内　訳　価　格	
物件１	金　　10,000円
物件２	金　　10,000円
物件３	金　　4,090,000円

１　一括価格は，物件１，２，３の各不動産について，一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

　したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1 ・ 2 ・ 3	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり

番号	特記事項
１・２	・適宜概測したところ、各目的土地の形状等は地積測量図等と概ね一致した。但し、境界標が一部確認できなかったことから、正確な数量等については、隣接地所有者立会いの下、専門家による測量を要する。 ・物件１・２の登記上の地目は公衆用道路であり、課税上も公衆用道路として非課税とされているが、物件３が接する部分（物件１の北側部分）の建築基準法上の扱いについては未判定である。なお、物件１の未判定部分から以南、及び物件２の全体は建築基準法第42条2項道路に指定されている（位置や形状等については「土地状況図（概略）」の通り）。 ・物件１・２の競売対象は、共有者Ａの持分10分の1である。
３	・適宜概測したところ、目的土地の形状等は地積測量図等と概ね一致した。但し、境界標が確認できなかったことから、正確な数量等については、隣接地所有者立会いの下、専門家による測量を要する。 ・物件３は現況空地となっている。 ・物件３は上記の通り建築基準法上の道路に直接は接していないため、建物の建築に際しては、未判定道路について、担当課へ道路判定に係る事前相談書の提出を要する。

第４　目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件１・２・３）

位置・交通	南海高野線　「河内長野」駅　北東方　道路距離　約800m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	作業所を中心とする工業地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条区域
	その他の規制	屋外広告物（面型表示制限区域）、 宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	542.20㎡　（登記面積：内、宅地166.20㎡、道路376㎡）
	形状	ほぼ長方形（宅地部分）
	間口・奥行	間口約20.0m（西側）・奥行約8.3m（最大）／宅地部分
	高低差等	概ね平坦地（宅地・道路部分）
接面道路の状況（宅地部分）	西側	幅員約4.0～4.2m私道（「第３　特記事項」の通り）
	接道状況	中間画地、宅地部分（物件３）は西側道路（物件１）に対して概ね等高に接面
土地の利用状況等（物件３）	現況	空地（物件３）、道路（物件１・２）
	東側	河川
	西側	道路（物件１）を介して作業所
	南側	物置
	北側	作業所
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査，土地の閉鎖登記簿の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、昭和46年・56年・63年の住宅地図において目的土地及び近隣に工場と推測される施設の記載があることや、現在も近隣に工場と思われる施設が存するほか物件３に小型の焼却炉が存することから、土壌汚染の可能性は否定できない。なお、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	

特記事項	・物件１及び物件２の幅員はそれぞれ4.0m以上あり、物件３において建物を建築するに際してセットバックは不要である。 ・物件１及び物件２は未舗装の公衆用道路である。 ・物件３の北側には小型の焼却炉が存する。 ・ハザードマップによると、物件１・２・３は土砂災害警戒区域に指定されている。 ・物件１・２・３は1級河川「石川」の河川保全区域に指定されている。また、ハザードマップによると、物件１・２の全体及び物件３の大半は洪水浸水想定区域(5～10m)に指定されており、物件３の一部は10～20mに指定されている。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

物件１・２・３（土地）

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	更地価格（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
1	47,400	0.01	334.00	－	158,000
2	47,400	0.01	42.00	－	20,000
3	47,400	0.78	166.20	－	6,145,000

※物件1・２（道路部分）の価値率を1%と判断し、個別格差を0.01と判断した。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 河内長野9-1

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
72,500円／㎡	× 102.0/100	× 100/100	× 100/156	≒ 47,400円／㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.17	0.95	1.40	1.00	1.56

街路：幅員1.04、舗装道路1.02、建築基準法上の道路1.10（相乗積1.17）

接近：最寄駅距離0.95

環境：周辺土地利用状況等1.40

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	0.77	0.78

接面・方位： 方位1.01

その他： 土砂災害警戒区域0.90、河川保全区域0.95、洪水浸水想定区域（最大10～20m）0.90（相乗積0.77）

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価： 建付減価は不要である。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に必要に応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

評価額

物件番号	基礎となる価格 (円) (1オ) ア	共有持分割合 イ	市場性修正 ウ	競売市場修正 エ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	158,000	1/10	0.95	0.70	10,000
2	20,000	1/10	0.95	0.70	10,000
3	6,145,000	ー	0.95	0.70	4,090,000
一括価格 (合計)					4,110,000

※物件2の評価額は備忘価格(10,000円)である。

イ 共有持分割合

物件1・2の競売対象は、共有持分であることから考慮した。

ウ 市場性修正

土壌汚染の可能性が否定できないことから、市場性の減退に基づく市場性修正率を0.95と判断した。

エ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

第６　参考価格資料

１ 地価公示 河内長野9-1

所　　在	：	河内長野市上原西町1254番6「上原西町6-3」
価　　格	：	72,500円／㎡
位　　置	：	南海高野線 「河内長野」駅 西方 約1,900m（道路距離）
価格時点	：	令和8年1月1日
地　　積	：	611㎡
供給処理施設	：	水道，下水
接面街路	：	南東 7.9m 市道
用途指定等	：	市街化区域
		工業地域（建ぺい率60%，容積率200%）
地域の概要	：	中小工場、倉庫が混在する工業地域

２ 固定資産税評価額　（令和8年度）

物件１	：	評価額なし（非課税、共有持分は1/10）
物件２	：	評価額なし（非課税、共有持分は1/10）
物件３	：	4,234,609円

第７　附属資料

１ 受命物件の位置図

２ 公図（写）

３ 地積測量図（写）

４ 土地状況図（概略）

以　上

令和　８年（ケ）第　　８４号

物　件　目　録

１　所　　在　　河内長野市菊水町

　　地　　番　　３７９番３

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　３３４平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の１

２　所　　在　　河内長野市菊水町

　　地　　番　　３８９番５

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　４２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の１

３　所　　在　　河内長野市菊水町

　　地　　番　　３７９番５

　　地　　目　　宅地

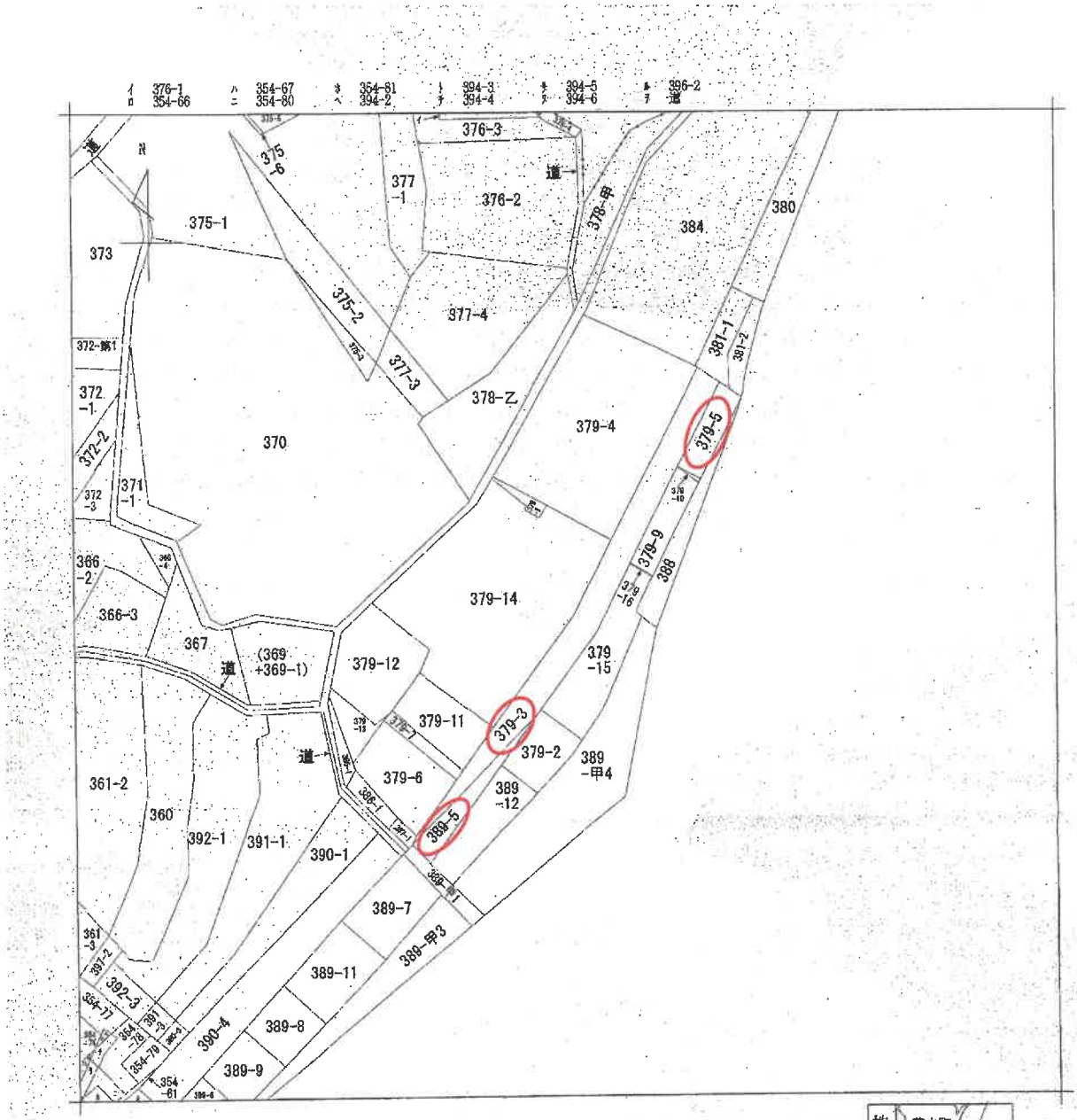
　　地　　積　　１６６．２０平方メートル

　　所有者　Ａ

【位 置 図】



【公図(写)】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	河内長野市菊水町				地番	379番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局富田林支局管轄)

令和8年5月18日

大阪法務局堺支局

登記官 [redacted]

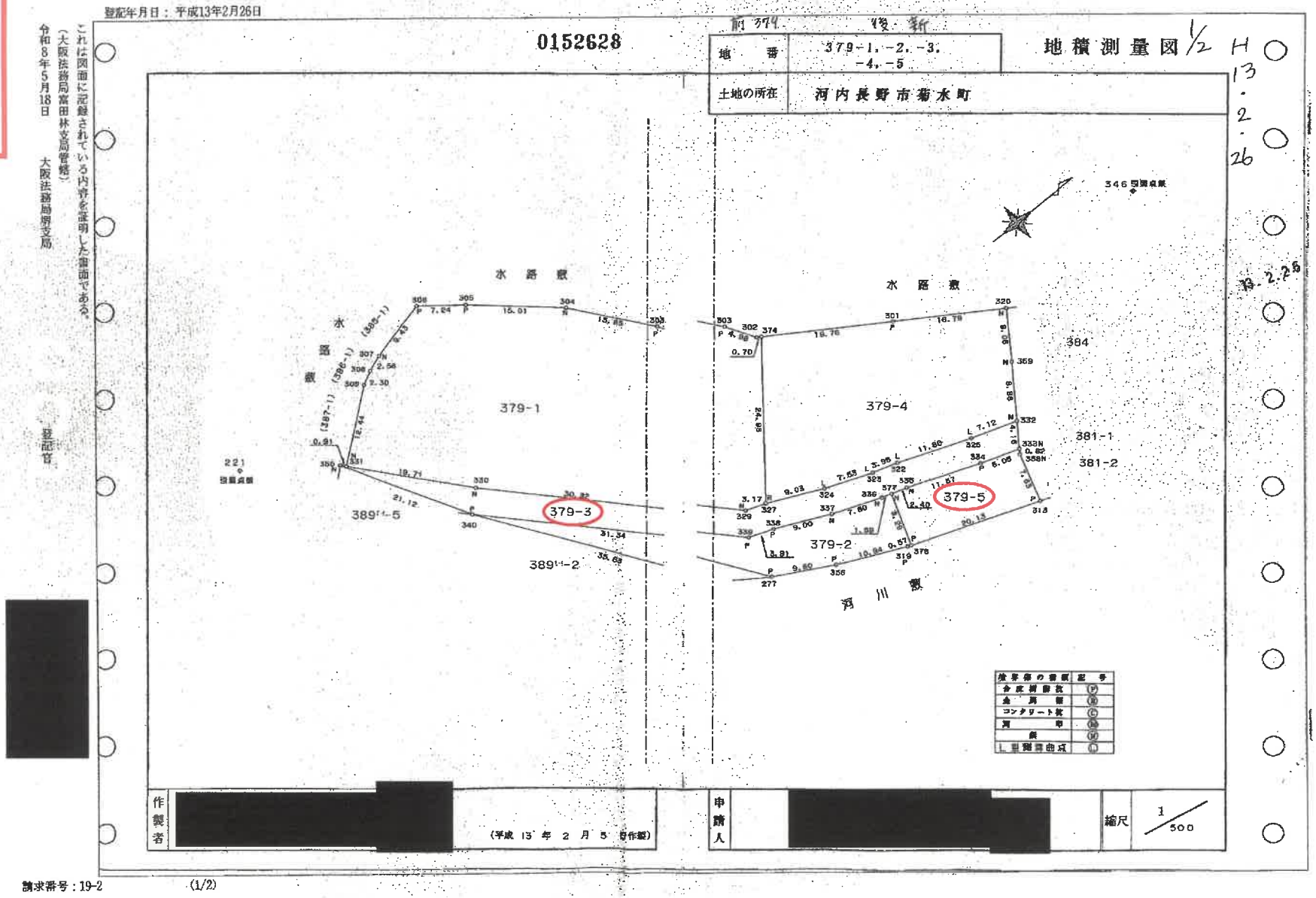
請求番号：19-1

(1/1)

A4 判に縮小

A4 判に縮小

【地積測量図(写)】



A4 判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局富田林支局管轄）
令和8年5月18日　大阪法務局堺支局　登記官 [redacted]

登記年月日：平成13年2月26日

0152629

別紙 訂正

地積測量図

地番	379-1、-2、-3、-4、-5
土地の所在	河内長野市菊水町

H 13・2・26

13.2.26

2/2

座標求積表

地番	379-2		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
377	484.470	485.189	698.663604
336	482.952	484.702	-4257.137666
337	475.887	481.849	-7420.474600
338	467.852	477.985	-5639.745015
339	463.868	476.808	-12090.115136
340	442.195	453.991	-527.983561
277	482.727	483.352	14068.025582
356	471.286	488.141	9007.665673
319	481.180	492.610	5140.008300
378	481.716	493.009	1621.989610
		倍面積	500.837971
		面積	250.4189855
		地積	250.41 ㎡
		坪数	75.75

地番	379-3		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
381	432.280	456.348	-5869.753296
395	437.695	435.657	4310.826015
340	442.195	453.991	14616.332263
339	463.868	476.808	12090.115136
338	467.852	477.985	5639.745015
337	475.887	481.849	7420.474600
336	482.952	484.702	4257.137665
377	484.470	485.189	1846.144145
335	486.757	485.922	6354.887915
334	497.548	490.101	8097.938823
333	503.280	492.041	3990.452610
332	505.858	488.523	-2134.305264
328	498.612	488.340	-8543.534780
322	488.091	482.149	-7047.571933
323	484.295	480.932	-5200.317716
324	477.278	478.177	-7257.770606
327	469.117	474.300	-8280.381900
328	458.145	473.183	-11342.196510
330	445.147	461.300	-16278.761500
		倍面積	868.480684
		面積	334.2303420
		地積	334.23 ㎡
		坪数	101.10

地番	379-4		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
374	484.584	454.717	-14552.762858
327	469.117	474.300	-3469.978800
324	477.278	478.177	7257.770606
323	484.295	480.932	5200.317716
322	488.091	482.149	7047.571933
325	488.912	488.340	8543.534780
332	505.858	488.523	5769.680384
359	510.720	481.348	4605.056315
320	515.225	474.675	-4956.386127
301	501.121	465.548	-14280.139525
		倍面積	1584.644314
		面積	792.3221570
		地積	792.32 ㎡
		坪数	239.67

地番	379-5		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
377	484.470	485.189	-2445.837749
378	481.716	493.009	7849.770125
313	500.598	500.023	10545.985093
358	502.607	492.720	1322.853200
333	503.280	492.041	-2687.643619
334	497.548	490.101	-8097.938823
335	486.757	485.922	-6354.887916
		倍面積	382.460311
		面積	191.2301555
		地積	191.20 ㎡
		坪数	58.27

地番	379-1		
公簿	2575.19㎡	差引	1545.1716490
		残地	1032.0183600
		地積	1032.01 ㎡

引照点表

P 1	221 金剛杭	X座標	416.929
		Y座標	424.292
P 2	345 金剛杭	X座標	545.534
		Y座標	476.985

境界点	点間距離	
	P 1	P 2
309	25.713	114.080
308	27.621	112.632
302	73.586	65.658
374	74.252	64.862

作製者 [redacted]

（平成 13 年 2 月 5 日作製）

申請人 [redacted]

縮尺 1/

請求番号：19-2　(2/2)

A4 判に縮小

登記年月日：平成13年2月26日

0152633

前 389-2 → 389-5, 新

地積測量図

地番	389番-2, 389番-5
土地の所在	河内長野市菊水町

H 13・2・26

13.2.26

座標求積表

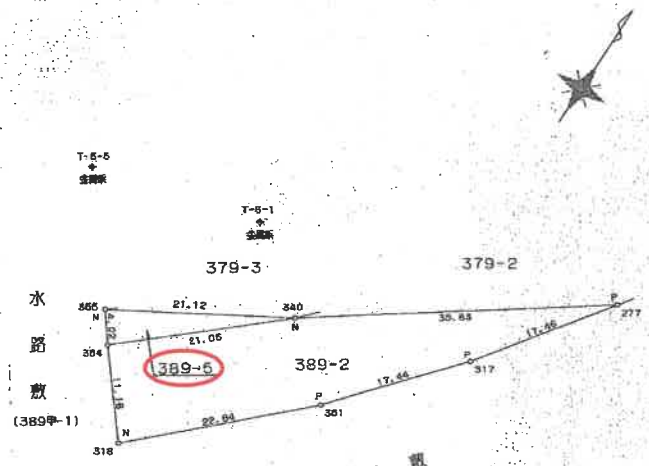
地番	389-5		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
355	431.695	438.657	-5983.748695
354	428.450	438.029	4584.924210
340	442.185	453.991	1473.200795
		倍面積	84.376110
		面積	42.1880550
		地積	42.18 ㎡
		辺数	12.76

残地番	389-2		
公簿	72.7872727	面積	42.1880550
		差引	30.5992177
		地積	30.53 ㎡

引照点表

P 1	T-6-5 金剛原	X座標	444.482
		Y座標	425.601
P 2	T-6-1 金剛原	X座標	449.183
		Y座標	444.597

境界点	点間距離	
	P 1	P 2
354	20.163	21.822



境界線の種類	記号
合成関係線	(P)
金属標	(K)
コンクリート杭	(C)
杭	(K)
鉄	(K)

作製者 [redacted]

(平成 13 年 2 月 5 日作製)

申請人 [redacted]

縮尺 1/500

登記官

令和8年5月18日 大阪法務局富田林支局管轄）

（大阪法務局堺支局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

[redacted]

請求番号：19-4

土地状況図（概略）
令和８年（ケ）第８４号（その①）

